

五戸町ものづくり事業費補助金 交付事業

趣旨：地域産業の振興と雇用の拡大を図り、地域経済の活性化を目的として
町内の中小企業者の新商品開発や生産性向上等の競争力強化を支援します。





補助金の対象となる事業者



町内に本社または事業
所を有する中小企業者



1年以上の事業活動実績



町税の滞納がないこと

補助対象事業の内容

①新商品開発事業

新商品の開発に要する費用が対象で、**設備購入費**、**研究開発費**が該当。

②生産性向上等競争力の強化促進事業

生産性向上や競争力強化を図るために必要な費用で**設備購入費**が該当。

※①、②の設備購入費で、単なる更新・交換及び中古品や汎用性の高い設備の購入等に係る経費は除きます。

設備購入費 一の取得価額が20万円以上の機械・設備・**システム・ソフトウェア**及び**付属設備**の購入費(**運搬費**及び標準取付工事含みます)

研究開発費 **経費の額が10万円以上となる新商品の試作に係る外注費(材料費及び消費者調査等のマーケティング分析に係る外注費は除きます)**



補助率と補助金額

個人事業主

補助率：対象経費の3分の2以内

上限額：50万円

法人

補助率：対象経費の2分の1以内

上限額：100万円

補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てます。

申請から交付までの流れ

1

申請書類の提出

五戸町ものづくり事業費補助金交付申請書と事業計画書等の添付書類を町長に提出

2

審査と決定

申請内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定。

3

事業の実施

交付決定後、補助対象事業の実施が可能。変更がある場合は町長の承認が必要。

4

実績報告と補助金交付

事業完了後、実績報告書を提出。補助金額確定後に補助金の交付。



注意事項



事前着手の制限

原則として、補助金の交付決定前に事業に着手した場合は補助金を受けられません。



財産処分制限

補助事業で取得した財産は、一定期間処分が制限され、処分する場合は町長の承認が必要となります。



事業成果の公表・報告

補助事業の成果は原則として一般に公表します。又、研究開発費に対して補助を受けた事業者は、その研究開発が商品化につながらない場合においては研究成果を町に提出していただきます。

審査のポイント

適格性

補助対象事業としての適格性を確認

事業性

目的・背景、事業の内容等の具体性を審査

実施性

適切なスケジュール、資金計画等の事業遂行可能性を審査

収益性

収支向上・生産性向上可能性を審査

効果性

補助対象事業としての費用対効果を審査

また、地域産業振興への貢献、雇用支援、町のPR効果なども考慮。

詳細や申請方法等について

詳細は、下記を確認してください。

【五戸町ものづくり事業費補助金交付要綱】

申請方法は、下記により受け付けます。

郵送（書留等配送状況が確認できる方法） 又は 持参

郵送・持参先 〒039-1513 三戸郡五戸町字古館 2 1 番地 1 五戸町役場 2 階 総合政策課政策推進室

なお、申請書は役場及び各支所で入手できるほか、町ホームページからもダウンロードできます。

申請期限

令和 7 年 5 月 3 0 日（金）必着